

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議

第4回議事録

原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第4回） 議事次第

日 時 平成25年9月2日（月）13:00～15:00

場 所 中央合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

議 題

1. 原子力委員会の在り方の見直しについて

○森田座長 皆様、こんにちは。本日も御多忙の中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまより第4回「原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議」を開催させていただきます。

早速ですが、大臣から一言お願いいたします。

○山本大臣 本日も、お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

前は、外務省、文科省、経産省から原子力委員会との関連についてヒアリングを行い、皆様からいろいろな御意見をいただきました。たしか今回と次回は、これによると原子力委員会の所掌事務ごとに御議論をいただくということで、こうした議論を通じて、原子力委員会見直しの方向性が明らかになるということを大変期待しております。

いずれにせよ、この懇談会での議論を抜本的な見直しにつなげていきたいと思っておりますので、きょうも潤達な御議論をお願いいたしたいと思っております。

私は10分ほどいて、その後、総理官邸で総理と約束があって、総理と会ったらまた戻ってまいりますので、きょうも最後までしっかり議論を聞かせていただきたいと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、まず事務局から資料の確認をお願いいたします。

○大島企画官 それでは、資料の確認をさせていただきます。

議事次第の「資料」のところに沿いまして、御確認させていただきます。

資料1 第4回及び第5回会議の議論の進め方について

資料2-1-1 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「原子力利用に関する政策に関すること」（内閣府資料）

資料2-1-2 平和利用の取り組みについて

資料2-2 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」（内閣府資料）

資料2-3 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること」（内閣府資料）

資料2-4 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること」（内閣府資料）

資料2-5 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関すること」（内閣府資料）

資料2-6 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること」（内閣府資料）

資料2-7 原子力委員会の所掌事務の内容と課題等「原子力利用に関する重要事項に関すること」（内閣府資料）

資料3 原子力委員会の在り方見直しについて（原子力規制庁資料）

資料4 「原子力平和利用の確保」について（文部科学省資料）

参考資料1 委員会としてできなかったことは何かとのご質問に関して（原子力委員会近藤委員長資料）（第3回会議 資料2）

参考資料2 原子力委員会設置法（抄）

参考資料3 原子力委員会の在り方見直しのための有識者会議（第1回）議事録

少し時間がかかって恐縮ですが、各委員の御確認を得たものでございます。参考までに配付してございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

特にない資料等がございましたら、御連絡いただければと思います。

それでは、本日から初めて御出席になりますけれども、山地委員から一言御挨拶をいただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

○山地委員 山地と申します。

初回から3回連続で欠席をして、申しわけございませんでした。

地球環境産業技術研究機構、長い名前ですので、英語の略称でRITEと呼んでおりますが、この理事・研究所長を務めております。

今までは、原子力委員会の機能を整理して、関係各省からのヒアリングを行ったとお伺いしております。早急にキャッチアップしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、委員の出欠状況ですけれども、本日、寺島委員は御欠席との連絡を受けております。あとの方は御出席です。

なお、本日の会議は公開で行います。

また、本日は原子力委員会の近藤委員長、内閣府、外務省、文部科学省、経済産業省、原子力規制庁に御出席いただいております。関係府省は、基本的に御質問に対してお答えいただくための出席ということですので、その旨、御了解いただきたいと思います。

本日は、まず前回御紹介だけとなっております原子力委員会の近藤委員長御提出資料について御発表いただきます。

続きまして「原子力委員会の在り方の見直しについて」としまして、原子力委員会の現在の所掌事務ごとに事務の具体的な内容、活動の成果、課題について伺い、必要とされる機能について内閣府に発表をいただき、その必要性等について具体的に検討してまいりたいと思っております。

本日は、所掌事務のうち、

1番として、平和利用の担保に関する政策、規制について

2番として、試験及び研究の助成、研究者及び技術者の養成及び訓練について

3番として、資料の収集、統計の作成及び調査について

4番として、経費の見積り及び配分計画について

5番として、原子力利用に関する重要事項について

以上、5点の事務について現状を伺い、平和利用の担保以外の原子力利用に関する政策につきましては、次回検討するというところで進めさせていただきたいと思っております。

まず、近藤委員長から御発表をお願いいたします。

○近藤委員長 前回、参考資料1については御紹介があったと理解しておりますけれども、改

めて説明せよということでございますので、短く説明いたします。

この紙は、前々回に御質問いただいて、余りうまく答えられなかったとと思っています原子力委員会としてできなかったことについて、少し考えて書いてみたものです。

原子力委員会ということを伝えますときには、もちろん私が委員長を引き受けているわけですから、平成の改革があって、内閣府へ原子力委員会が移った後のスタンスで書いてございます。

要すれば、理念的には、各所掌分野について、研究から始まって、最後、実務の規制・誘導に係るさまざまな行政活動について高水準のロードマップを作成して、これが各省庁の具体的な行政行為に落とし込むことを期待して求め、しかし、その行政行為について定期的に成果をレビューして、これを修正しつつ、基本法に示される目的を達成していくということが原子力委員会の使命として理解をして取り組んできたところでございますけれども、なかなかそういう形の一通貫で仕事ができることはなくて、あえて言えば、高速増殖炉のように、もう一度研究開発から見直す、核融合のように、なお研究開発段階にある。それから、後年、核セキュリティの問題が原子力委員会の所掌ということで、全体像を考えつつ、何をすべきか一から積み上げて、自分たちで考えてやってきた。そんなことがこの流れに乗って、こういう考え方でやれということなのかと考えています。

その他多くは、やはり政策大綱でございましたけれども、基本的にはそれぞれの取り組みの行政評価をして、改善改良について提言をしていくというPDCAサイクルを回す仕掛け人という役割で仕事をして、それはそれでよかったのかと思っていたということでございます。

こういう観点でできなかったなということで申し上げますと、私としては、そういう意味で回してきたという意味では、やりたいことをやったなという感じはするのですけれども、ただ、やはり受け皿が明確ではないといった、理解が間違っているのかもしれませんが、最も大事な共通基盤的な、基礎・基盤的な研究については、なかなか相手が見えないということもありまして、しかも大きな声で言うのは、原子力は一般的な研究開発、研究者の世界では大きなお金をもらっているという立場にあるという、これは大学にいたときから染みついた認識でして、ここへ来て、原子力のための基礎研究に金を回せということをやなかなか大きな声で言うことに、ある種、体質的に遠慮があって、その結果ではないのしょうけれども、後で考えてみますと、やはり基礎・基盤的な研究について、日本国として統一的な指針と長期的なビジョンというものを絶えず発信するという作業は不十分だったなということは、今も思っているところであります。

こういうことを申し上げたかったことです。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御発言につきまして、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 前々回に引き続き、来ていただきまして、どうもありがとうございます。

補足説明のようなもので、よくわかったのですけれども、つまらないことですが、3行目に「高水準のロードマップ」とあるのは、アウトラインという意味だと理解します。別にこれは

答えなくてもいいです。

原子力委員会として、一貫通貫も重要ですけども、存在感を示すということが多分重要で、それについては、実は私も1997年の高速増殖炉懇談会で初めて原子力委員会とのおつき合いができたわけですが、事実上、あそこで決めたことがその後、数年以上にわたる基本政策になったという、実証炉が消えたとか、そういう点を言っているわけですが、その点で存在感を發揮したと思うのです。

それに対して、核融合は、最終的には総合科学技術会議に判断が行ってしまったように思っているし、核セキュリティは具体的な判断を動かしているようでもないように見えるので、この辺で存在感を示したという観点から評価するとすれば、もう少し具体例みたいなものはないのか、お気づきの点があればお話しください。

それと、トリウム利用については、私も人に頼まれて議論したらどうかと言った覚えがあるのですけれども、ここに出てきたというのは、やや意外に思いましたので、それについて何かお考えがあればお願いします。

○森田座長 では、近藤委員長、お願いします。

○近藤委員長 ここに書いてある以上のことを申し上げるつもりはないのですけれども、私自身の評価としては、核融合については、現在の我が国の基本的計画は第三段階計画、2005年に見直し、さらに2009年に見直したというものが基本となっているということは、国際社会では常に発信しているところでございます。

そういうことで、余り見解の相違のことについて、違う見解だということはあえて申し上げませんが、トリウム利用について最後に少し書いたのは、これも原子力委員会としての相場観に基づいて適切に行動したという認識を持っているという意味で、特にこの程度のコメントが、トリウム利用に関する私どもの認識であるということを読み取っていただければよろしいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 どうもありがとうございました。

基礎・基盤研究が谷間に落ち込んでしまったというのは非常に重たい御指摘だと思うのですけれども、今後のことを考えますと、同じことが繰り返される可能性があるかと思っておりますので、そこについて、どうすればこういうことが起きないのかということについて、何か一言いただいております。どうか、いかがでしょうか。

○森田座長 近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 ありがとうございます。

その点につきましては、やはり原子力委員会はそれを使命として、原子力委員会だとしますと、原子力委員会はそのことに気がついて行動すべきだと思います。

実は、その行動を始めたのが3月11日の数週間前でございまして、3月27日には大きな基礎研究者の集まりの会合を持つ予定をしていたのですが、中止になってしまったということと、私どもが気がつくのが遅かったということだと思います。

ただ、別の組織をつくらうとしますと、中段にありますように、そういうことがある種、政

策評価をした結果としては、私どもはそういう認識を得たということでございますので、そういうことを気がつく仕組みというものをどこかに用意する必要があるということは申し上げられると思います。

○森田座長 よろしいですか。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 きょうの紙よりも、前回の御報告に絡むことかもしれないのですが、省庁再編成の結果、原子力委員会の事務能力が縮小されましたね。その結果、何かできなかったということはないのでしょうか。逆に言うと、やりたくてもやれなかった。

○近藤委員長 難しいというか、事務局は、多分そういう内閣府設置法に書かれた内閣府における審議会のミッションというコンテキストで、それに適切と思う事務局が用意されていると思います。

私がそういうふうに加えがちな人間なものですから、その限りにおいて一生懸命やるということで、しかも、例えばこれは前々回申し上げておりますけれども、原子力政策大綱のような取り組みをするときには、当然のことながら、関係省庁にお手伝いいただいた。当時の雰囲気ですと、そういうことを原子力委員会がやれば、各関係行政機関はお手伝いをしていただけるということでございましたので、その限りにおいては、事務局が足りなかったということをお願いにするというか、やりたくてもやれなかったということは、多分言っただけかと思うのであります。

○森田座長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、特に御質問もないようでございますので、さらに何か思いつかれたことがございましたら、事務局のほうに御連絡いただければと思います。

それでは、これから本日の主要な案件の議論に入りたいと思います。

議論の進め方につきまして、まず事務局から少し御説明をお願いいたします。

○石井参事官 それでは、資料1に沿って、今回第4回と次回第5回会議の議論の進め方について御説明させていただきます。

まず、参考資料2に原子力委員会設置法がございます。こちらを御参照いただければと思います。

原子力委員会の事務については、これまでも何度かお話が出ておりますけれども、設置法第2条の所掌事務に沿って業務が行われております。「委員会は、次の各号に掲げる事項（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）について企画し、審議し、及び決定する」ということで、全部で8つ所掌事務がございます。これらを第4回と第5回に分けて御検討いただければと考えてございます。

先ほど座長からもお話しがございましたが、第4回会議については5つと書いてございますが、設置法でいいますと少し重なっておりますので、それらについて御説明します。

まず最初に、平和利用の担保に関する政策。これは第1号の原子力利用に関する政策に関することの平和利用に関する部分ということと、規制についてでございますけれども、これは第4号の核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること、これは平和利用の部分が原子力委員会の場合には今、残ってございますので、平和利用に関することを第1号業務と第4号業務あ

わせて御議論いただければというのが1点目でございます。

2点目は、試験及び研究の助成ですが、これは第5号業務の原子力利用に関する試験及び研究の助成に関することと、研究者及び技術者の養成及び訓練については、第6号業務の原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練に関すること、これらについて御議論をいただければということでございます。

3点目は、資料の収集、統計の作成及び調査については、第7号業務の原子力利用に関する資料の収集、統計の作成及び調査に関することでございます。

4点目は、経費の見積り及び配分計画については、第3号業務の関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。

5点目は、第8号の原子力利用に関する重要事項に関すること。

これらをきょう御議論いただければと考えてございます。

次回が原子力利用に関する政策についてと、関係行政機関の事務の調整についてと2つございますが、関係行政機関の事務の調整は、原子力利用に関する政策についてと言わばセットで事務が行われているという理解でございますので、1号業務と2号業務をあわせて御議論いただければと考えてございまして、平和利用に関することは今回行いまして、第5回については、これらについて基本政策と、これまで議論が出ております超長期に関する課題として、バックエンドを中心とした核燃料サイクル。それから、前回は御議論がありました、もっぱら科学技術と考えられております放射線利用、核融合、国際協力といった点について、次回第5回の会議で御検討いただければと考えてございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

以上の手順で議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、それぞれの項目は独立しているわけではなく、相互に関連しておりますので、今回と次回11日で議論した上で方向性を明らかにしていきたいと思っておりますけれども、一応、それぞれの事務、業務について、議論をまとめていくということもしてまいりたいと思っております。

ここで御相談なのですけれども、本日と次回の議論の結果については、座長代理の城山先生と増田先生に方向性についてのたたき台をまとめていただくことをお願いしたいと思っております。それにつきましては、次々回以降の会議の場で議論をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

皆さんでまとめるということも少し大変かと思っておりますので、お願いいたしまして、座長代理の城山先生、増田先生にお願いするということですが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、早速、議題に入りたいと思っております。

まず「原子力委員会の在り方について」としまして、最初に「平和利用の担保に関する政策、規制について」を内閣府から発表をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○板倉参事官 それでは、資料2-1-1、2-1-2及び2-2を用いまして、御説明いたします。

資料 2-1-2 でございますが、平和利用の取り組み全般について図解したものでございまして、これを参照しながら、文章の資料を用いて御説明したいと思います。

まず、資料 2-1-1 は、先ほども御説明がありましたように、第 1 号の政策業務の中の平和利用の確保に関する部分についての説明でございます。

「1. 事務の具体的内容」のところでございますが、1991年、使用目的のないプルトニウムを持たないとの原則を原子力委員会は示してございます。これは平和利用について一層透明性向上を図るという趣旨でございますが、資料 2-1-2 の 2 ページの真ん中に「原子力委員会」がございまして、そのすぐ下に「方針の提示」とございます。ここの 1 つ目のポツに該当するものでございますが、こういった原則を示す。さらには、1994年から、文科省などから報告を受けまして、プルトニウムの管理状況を公表するというも行いまして、積極的に情報公開を進めております。

プルトニウムの管理状況の公表は、右下に通しページが振ってございますけれども、5 ページに別添 1-1 をつけてございます。毎年 9 月ごろになります。原子力委員会に事務局のほうから報告をいたします。元になるデータは保障措置のデータをもとにしてまとめたものでございますが、通しページの 6 ページにありますように、関係の原子力施設におきます分離プルトニウムの在庫状況を取りまとめまして、これを最終的には外務省を通じて、IAEA に報告するというのを毎年行っているわけでございます。

この作業を毎年続ける傍ら、97年からは民生プルトニウムの管理指針である国際プルトニウム指針、これは日本がイニシアティブをとって 9 カ国で取りまとめたものでございますが、このプルトニウム指針に基づきまして IAEA に報告し、IAEA がこれを公表するというのをやってございます。

図の 2 ページの「原子力委員会」から右斜め上に IAEA のほうに向かっている矢印が、その IAEA への情報提供に該当いたします。

具体的には、通しページの 12 ページの情報でございます。これは日本語で書いてございますが、これを英語に訳したものを IAEA に報告しまして、最終的には 13 ページにありますように、9 カ国が IAEA を通じて、みずから持っておりますプルトニウムについて発表していく。このようなフレームワークの中、透明性向上を図っているわけでございます。

資料 2-1-1 でございますが、さらに、我が国は核兵器を持っていない国でありまして、なおかつ民生用の再処理工場を持っているということで、とりわけプルトニウム利用の透明性向上を図るという観点から、2003年に電気事業者等に対して、毎年度プルトニウム利用計画の公表を促し、原子力委員会がその利用目的の妥当性を確認する旨の考え方を示すということで、これは図の「方針の提示」の 2 つ目のポツに該当いたしますが、このような方針を示しております。

これは別添 1-2、通しページの 15 ページに添付してございますが、この方針に基づきまして、電気事業者からプルトニウム利用計画の公表を受けております。これは別添 1-3、通しページの 17 ページに添付してございますが、プルトニウムを分離する前に電気事業者のほうから毎年の利用計画について報告を受けまして、それについて原子力委員会としては確認した上で見解を公表するというので、これは別添 1-4、通しページの 21 ページに見解を添付してございます。基本的には、利用計画は妥当であるということを確認した上で公表するというこ

とで、図の2ページ一番左側の「事業者」から上に向かっての灰色の矢印がございすが、これが該当するものでございす。このような形で透明性を確保して、国内外に公表していくということをしていすわけございす。

そのほか、原子力基本法にのっとり、原子力開発利用を厳に平和目的に限って推進していすという旨をIAEAに説明し、ホームページなどを通じて公表していく。さらには、海外での核実験にかかわる動向について懸念を示す声明を即時に行う。北朝鮮が核実験を行った際には、2日以内に声明を発表してございす。この声明につきましては、別添1-5、通しページで27ページに添付してございす。このような形で即時に見解を公表し、メッセージを発信しておりす。

他方、こうした活動を支えるバックデータは、保障措置に基づいて原子力事業者から関係行政機関が入手したものを原子力委員会が入手するわけございす。具体的には、資料2-1-1の3ページの図でございす。こちらは、平和利用の取り組みのうち、原子炉等規制法に関するものをまとめたものでございすが、その右半分が保障措置の制度を簡単に示したものでございす。「事業者」から上に黄色い矢印「計量管理報告等」が出ておりすが、この中に核物質の情報が入っているわけございすが、それを原子力規制委員会がIAEAに対して申告する。それに基づいてIAEAと原子力規制委員会が査察を実施する。このような制度になっているわけございすが、この計量管理報告に基づきまして、先ほどの透明性向上の取り組みを行っていすわけございす。

以前は、これは文部科学省が保障措置を担当してございしましたが、今年度から規制委員会にその事務が移りまして、規制委員会が一貫して行うことになっているわけございす。

そういう中で原子力委員会は、今回、規制委員会から情報を入手しまして、今年度のプルトニウム利用の管理状況報告を行っていくわけございすけれども、このような形で規制委員会に実務が移っておりす。

さらには、核セキュリティに関して、これは従来、安全規制と一体となって、規制実施当局が行っていたわけございす。この図の中では、事業者から「核物質防護規定認可」事項という矢印が下から上に上がってきておりまして、これを原子力規制委員会が認可をする。このような流れでそれぞれの事業者が核物質防護規定を定めるわけございす。

こういった中で、原子力委員会としても核セキュリティの在り方については、政策を企画する観点から、助言・見解などを述べてきたわけございすが、これにつきましても、原子力規制委員会が一貫して行うという流れになっているわけございす。

資料2-1-1の2ページに参りまして「2. 活動の成果」としましては、先ほど申しましたような発表を行っておりまして、透明性の向上、さらには我が国のスタンスに基づく情報発信、この2つに大きく分けて整理させていただきました。

「3. 課題等」でございすが、これは先般、近藤原子力委員長から示された考え方でございすが、保障措置活動は、核不拡散の担保という歯車の歯の一つにすぎない。現在の取り組みにとどまらず、国の内外における核不拡散をより確かなものにしていくという取り組みを継続的に行っていくということで、こうした取り組みは規制委員会の所掌を超えるという整理もあり得るという考え方をいただいております。

そのほか北朝鮮の例にも見られますように、海外のことに対する声明の発信は即応性が求め

られる。さらには、技術的・科学的な観点から、IAEA等の国際的な場において、我が国の原子力政策の全体像とあわせて、平和利用に対する説明責任を果たしていくことが必要だということが書かれています。

続きまして、資料2-2は「核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること」、この中で平和利用に関する取り組みを実施してございます。

具体的な内容としましては、資料2-1-2の3ページ目の左側の点線で囲った部分でございます。事業者から「設置（変更）許可申請」の矢印が出ています。この中で平和利用の確保に関する部分、平和利用の目的に限定されている部分に関してのみ、原子力委員会が原子力規制委員会から意見を聞かれて、それに対して原子力委員会が答申を行うという業務を行ってございます。

過去、原子力委員会が安全規制を行っていたときは、そのほかいろいろな事項に関して、規制当局のほうから意見を聴取されておりましたけれども、現在は平和利用の部分だけでございます。

活動の成果としましては、原子力発電所の原子炉の設置についての経産大臣からの諮問について、さらには事業者からの申請書の抜粋、さらにはそれに対する原子力委員会の答申の事例を添付してございます。

課題としましては、昨年の有識者会議の指摘事項としまして、安全規制については、既に原子力規制委員会及び原子力規制庁が担当しており、平和的利用の担保、バックエンド政策等の企画立案等については原子力委員会または後継組織が担当することが適切と考えられるという考え方が示されております。

さらには、第2回の会議で城山委員から御指摘がありましたけれども、規制サイドは、今までダブルチェックという形で行われていた規制を一元化する方向で対応している。今回の原子力規制委員会の設置に伴って、このようになったわけですが、そういう意味でいうと、平和利用の担保というのも一元化するのも考え方としてあり得るという考えが示されております。

さらには、前々回ですが、近藤委員長のほうから、第一段階の事業許可処分に際して、その事業目的が平和の目的に限られるべきとの観点から支障がないことについてのみずからの判断を原子力委員会に示し、意見を求めることになっている。この平和の目的に限られるとの判断は、我が国独自のものであるが、他方、申請にある目的から、事業活動が平和の目的に限られることが保証できるわけではないという考え方も示されております。

私からの説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

続きまして、原子力規制庁のほうからお願いいたします。

○鮎川企画調査官 原子力規制庁でございます。

続きまして、A4縦長の資料3に沿って、簡単に原子力委員会の在り方の見直しと関係する部分ということで、特に原子力規制委員会が何をやり、その制度のたてつけ上、どこが限界なのかということを中心に御説明いたしまして、原子力委員会の在り方の議論に御参考となればということで、御説明させていただきたいと思っております。

第2回でも若干御説明した部分とかぶるところはございますが、原子力規制委員会の成り立

ちといたしまして、さきの東電福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえまして、原子力利用の推進と規制を分離し、安全の確保を図るための規制を一元化し、特にキーワードとして「専門的知見に基づき、中立的に、かつ独立して事務を行う」ということが規制委員会の設置法で定められている任務、ミッション、目的でございます。

ということでございますので、これは常々会見等で当規制委員会の田中委員長も申しているところでございますが、我々は科学的な見地から規制を実施する機関なのです。つまり、サイエンスベースで議論をするし、決定をする機関なのですということを常々申し上げておりますが、専門的知見というベースで言えば、科学的見地から必要な規制基準を設定し、これに基づいて個別の事業等について判断や監督を行っているという組織でございます。

ここから、逆に申し上げますと、例えばそもそも分離をした推進、原子力利用を推し進めるような政策はもとより、さらには専門的知見というよりは、むしろ原子力基本法にございます民主的な運営のもとに、言わば、先ほどの内閣府からの御説明にもございましたが、政策の部分、例えば外交上の判断ですとか、政治的な判断みたいなところで平和利用というのは恐らくいろいろやると思うのですが、そこに部分につきましては、こういった規制委員会の組織の成り立ち上、所掌の範囲をたてつけとして超えているのではないかとこのところ、我々規制委員会のミッションとの線引きができるのではないかとこのところ、所掌について御説明をさせていただきました。

若干具体的に、それぞれの所掌事務がどういうことかということが2.に書いてございます。

我々規制委員会、規制庁は、平和利用の確保につきまして、規制委員会の設置法の所掌事務といたしまして、核物質防護に関する規制、これは先ほどの内閣府からの御説明にもありましたが、原子炉等規制法に基づく核物質防護を事業者にやっていただくという規制。さらには、事業者だけが核物質防護をするわけではございませんので、特に治安当局といった具体の核テロリズム等に対する対処部局との調整というのを原子力規制委員会が所掌事務として担っているところでございます。

あともう一つ、保障措置という部分でございますれば、IAEA協定等に基づく保障措置の実施のための規制につきまして、先ほども内閣府のほうから御説明がありましたが、具体の計量管理、国際規制物質の封印等々についての規制、あるいは査察といったことも含めて、IAEAと共同してやっているところでございます。

ということで、基本的にはテクニカルあるいはサイエンスベースでやっている規制事務について、設置以降やっておりますし、これからもミッションとしては担うべき規制だと思います。

他方、先ほども申し上げましたとおり、行政の民主的な運営を図ることが、この原子力委員会の設置法にも書いてございますが、こういったようなスキームで考えるようなもの、例えば先ほどの政策の部分ですね。内閣府のポンチ絵にもございましたが、こういったようなところ、プルトニウムの利用はそもそもどういう考え方で利用するのですかといったようなところは、サイエンスで決まるものではございませんで、むしろ政治的なのか、外交的なのか、そういったある意味、価値判断というか、意思決定みたいなところが入る部分、ここの部分は規制委員会の成り立ちとして、なかなか担い切れない部分があるのではないかとこのところ、ここら辺が御検討の際の参考になるのではないかとこのところ、御説明をさせていただきました。

後ろのほうは、今、申し上げたようなことの根拠となるような条文を抜粋したものでございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

以上でございます。

○森田座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの発表に対する質疑に先立ちまして、前回会議の文部科学省提出資料で「原子力平和利用の番人」という文言がございましたけれども、その記述につきまして、文部科学省のほうから資料の提出がございましたので、御発表をお願いいたします。

○増子原子力課長 資料4を御参照いただけたらと思います。

今、お話しがありましたように、前回の文科省からの発表のときに「平和利用の番人」という言葉を使いましたが、もう少し具体的にということで、再度、考え方を整理いたしました。

まず、文科省の考え方ということで、最初の○に書いてありますのは、今までの御議論のとおりで、これまで原子力委員会が原子力利用の平和目的のもとで進められているということ担保、発信する組織として存在していた。また、そのヘッドには、科技庁長官がその職に就いていたという経緯でございます。

また、毎年のIAEA総会につきましては、国務大臣、科技庁長官が政府代表として、特に3点、我が国が平和目的に徹した原子力利用を進めていること、核不拡散対策強化の必要性、厳格なプルトニウム管理、これらのものを中心に、毎年必ずこの3点については演説を行って、また主要な各国の要人と意見交換を繰り返すことによって、我が国の立場を説明してきたという経緯がございます。

また、こういう活動を支えるという面では、先ほど内閣府からも御説明がありましたように、関係府省、特に保障措置部門あるいは核物質管理センターという関係機関が全体として原子力委員会を支えるということで、国際社会への発信機能を支援してきたということで、トータルとして平和利用の担保機能が確保されてきたと承知しております。

今後の在り方につきましては、やはり国際社会に対する我が国の平和利用の担保に関する発信機能、言いかえれば、平和利用の説明責任は、引き続き重要ではないかと考えております。

このためには、個別の事業担当省庁ではなく、国際政治あるいは核不拡散に深い造詣を持って、中立的・独立した権威のある組織が、プルトニウム・バランスあるいは保障措置の実施状況について、国内の状況をチェックしつつ、国際社会へ積極的に発信していくということが必要ではないかと考えております。

そういう意味では、現在の原子力委員会が機能として、あるいは支援体制の面で、国際社会に十分に平和利用のそういう発信機能が果たせるのかどうか、この場で御議論いただければと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございました。

それでは、今の三者からの御報告に基づきまして、皆様から御質問、御意見等を伺いたいと思います。どなたからでも結構ですので、どうぞ御自由をお願いいたします。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 詳しい説明をありがとうございました。

できるだけ手短かに言うように努力いたしますが、発表の順番から話そうと思います。まず、

原子力委員会のほうですけれども、この絵を見せていただきましたが、ここで絵も文章もどうも国内のプルトニウム利用計画の話が中心になっていたと思うのですけれども、例えば国際的な関係についてはどうするのだろうかという問題がやはりあり、一つは、英・仏に大量にたまっているプルトニウムをどうするか。日本に加工・輸送して戻すのか、それとも、それ以外のことが考えられるのかとか、いろいろな選択肢があるわけですけれども、そういう検討はどこで行うのか。国内事業で閉じないような気がしているわけです。

現に、数量的にもそういう表が載っていますし、将来的に、これはあくまでも仮定の話でありますけれども、原子炉輸出に伴う核燃料サービスなり、何かを日本が受託するというような、仮にそういうことになったら、例えば収支表に「インド」というのが加わるのかとか、具体的にどういう扱いになるのだろうかということが大変気になっていて、国内で閉じないほうがいいと私は思っているので、その辺はどのような扱いになるのか。今、決めることではないのですけれども、何かお考えがあればお聞かせください。

それと、原子力規制庁の話ですけれども、なるべくおのおの1点ずつぐらいにしたいのですが、平和利用の確保は重要ですが、核物質防護と保障措置が挙がっているけれども、これで閉じるのだろうかというような気がいたしまして、これはちょっと物騒な表現ですが、核施設の防護の関連で、例のB5bとか、そういうものが話題になったわけですが、それも安全確保と非常に密接にかかわるわけで、そのような核物質防護と保障措置からはみ出るような、今、言った核施設の防護とかそういう話はどうなるのか。あるいはそういうことに対して、規制庁が必要な人材はどのぐらいそろっているのか、あるいはそろっていなければ、どのような補充計画を考えるのかということもお聞きしたいということです。

以上です。

○森田座長 一問一答でもいいのですけれども、いろいろと手を挙げられる方もいらっしゃると思いますので、関連して何かございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、それぞれからお答えいただけますでしょうか。

最初に、内閣府からお願いします。

○板倉参事官 まず、海外で保管されているプルトニウムについての考え方でございますが、これも先ほど御紹介しました2003年に原子力委員会が出した決定に記載されてございます。資料2-1-1の通しページの15、16ページにその資料を添付してございますが、16ページの「3. 海外で保管されているプルトニウム及び研究開発に利用されるプルトニウムについて」の前段の部分でございます。

「海外で保管されているプルトニウムは、プルスーマルに使用されるものについては、海外でMOX燃料に加工された上で我が国に持ち込まれることとなる。そのため、その利用について平和利用の面から懸念が示されることはないと考えられるが、透明性の一層の向上の観点から、燃料加工される段階において国内のプルトニウムに準じた措置を行うものとする」という考え方を示しているところでございます。

他方、関連しまして、国際的に例えば核燃料物質が移転する場合、さらには機材が移転する場合について、先ほど説明を省略いたしましたけれども、資料2-1-2の3ページの一番下に注釈をつけてございます。「国外への核燃料物質、原子力関連装置等の移転については、輸出貿易管理令等により規制」と書いてございまして、国外に出すほうについて、しっかり平和

利用を担保するということについては、こういった貿易管理令等で規制をするという体系になっているところでございます。

○森田座長 それでは、規制庁からお願いします。

○鮎川企画調査官 こちらのほうからは、核物質防護でカバー仕切れない核施設の防護という御質問があったと思います。

これにつきましては、用語が全てを代表しているわけではないという一つの例でございます。核物質防護の中には、もちろん核物質を扱っている原子炉ですとか、再処理施設といったような核施設につきましても、原子炉等規制法の対象施設でございます。これにつきましても、当然ながら、核物質防護を事業者に求め、あるいは関係行政機関と連携を図りながら、核物質防護の全体としての取り組みをしていくということで、スコープには入ってございます。

ただ、体制という御質問もございましたが、今、施設も含む核物質防護につきましては、中央にある原子力規制庁の本庁に、室長を置いた核物質防護の専用の部屋があります。さらに、各地方、全国を9ブロックに分けて、地方の分室というものがございまして、そこに核物質防護についての地方の規制の実際に監督みたいなことをやっているという体制でございます。

以上でございます。

○森田座長 よろしいでしょうか。

それでは、城山委員、どうぞ。

○城山委員 それぞれ若干お伺いしたいのですけれども、まず、規制庁さんの話の確認なのですが、1つ目の整理として、すごくラフな言い方をすると、規制庁、規制委員会というのは、科学的見地から、ある意味では中立的・独立的に判断しますと。政策決定にかかわる話というのは、我々とは別なのですという整理をされたと思うのですが、若干それは乱暴なのかという気がいたします。

つまり、どう思われるかですが、例えばこの規制委員会の設置法の後に参照していただいていますけれども、1.の中の○の2つ目は、科学的見地から決めると言っているのですが、もともとの表現は1つ目の○のところで書かれている「専門的知見に基づき」決める。つまり、科学的知見で全部決めるはずはないわけです。どこで線引きをするか。つまり、ゼロリスクがないところでどこで線引きをするかという、まさにある種の線引き作業をやっているのです。そこは政策決定の余地がないと言ってしまうと、かなり乱暴な整理になるのだらうと思います。

それから、もう一つ申し上げますと、1.の1つ目の○で「中立的に、独立して事務を行う」と整理されているのですが、これは多分もとの設置法の表現で言うと「中立・公正な立場で独立して職権を行使する」なので、そこはセットの言葉です。つまり、先ほどのことにかかわるのですが、リスクマネジメントという形でどこかで判断をするからには、それも一つの政策決定で、厳然たる中立というのはいり得ないわけです。ただし、特定の立場に偏らないという意味での中立はあるけれども、そういう意味では、そこは気にしつつ、最終的な独立の判断というのは、ある種のリスクマネジメント意思決定をするので、ある種の政策決定なわけです。

そういう意味で言うと、もちろん政策決定にいろいろ違いがありますということは言えるのだけれども、そもそも政策決定をここはしないので、政策決定の話は枠外ですと言ってしまうと、相当話が乱暴になるので、ちょっと突いたほうがいいのかないかなと思いました。コメントがあればいただきたいというのが1点目です。

2点目は、その裏側になるのですけれども、2. の2つ目の○で、平和利用の確保についても政策決定にはかかわれないという話をされて、例として、我が国におけるプルトニウム利用の基本的考え方の取りまとめということを挙げられているのですが、これは内閣府さんのお話しにあった資料2-1-1のところに御紹介されているものだと思うのです。具体的に言うと、通しページで15ページです。ここのどの部分を政策決定と考えるか、あるいはどういう政策決定と考えるかというところをもうちょっと詰めて考える必要があるのかと思います。

もちろん、原子力基本法というのは頭に書かれています、「記」と書いてある1. の後に行くと、要するにNPT体制を批准して、保障措置を受けている。そういう観点から、透明性向上が必要だという大枠があるわけです。そういう大枠の中で、より透明性を確保するために、プルトニウム管理状況等の公表が必要だという話です。つまり、ある種、保障措置という枠の中の、むしろインプリメンテーションの段階で、より透明性を高めていくためにこういうことをしたほうがいいのではないかというのが、多分ここの基本的考え方なのです。

それは政策と言えば政策なのですが、やはり基本的にはNPT、いわゆる保障措置の実施体制の中で、ある意味では規定されていないことまで組み込んでやりましょうという話で、ある種の枠づけはなされている話なのだと思うのです。

もちろん、危惧されることはわかる部分もあって、例えばプルトニウムを平和利用するときに、何を利用目的にしますかということまで関与すると、これはまさにおっしゃるように推進の話になるので、多分一線を超える話になると思うのですが、今のこの考え方で述べているのは、あくまでも公表しましょう。透明性を確保する。だから、ある意味では、利用目的なり、量を明確にするということしか述べていない話なので、ここの意思決定の性格というのを推進だという形で言うてしまうというのは、かなり無理があるのかなという気がします。

そういう意味で言うと、やはりここは一般論で議論するよりかは、プルトニウム利用にかかわる話の透明性確保のようなところの話と、平和利用とって、具体的にどう使うのかという使い方の中身にかかわる話のようなところで、恐らく線引きをしたほうがいいのかという感じを持ちましたが、それについてどう思われるかというのが2点目です。

最後は内閣府さんの話で、今の規制庁さんが述べられた形とは若干違う課題が述べられているので、今の論点についてどう思われるのかということをお伺いしたいのと、ここで近藤委員長の話という形で言われたのか、明確に記憶していませんが、資料2-1-1の2ページ目の「3. 課題等」のところで、1ポツはプルトニウム利用状況の公表の話ではなくて、あくまでも保障措置も研究開発にかかわる限りは、ある種の規制委員会の所掌を超えるという話をされて、これは恐らく同じことは保障措置だけではなくて、安全規制も言えて、安全規制も研究開発がないと安全技術はないので、恐らくそういう意味では、規制委員会の範囲を超える話はあるということかと思いますが、これはかなり研究開発に特化した話かと思いますが、この平和目的の担保ということはむしろ別の次元で、研究開発の話として原子力委員会がどう関与すべきかという文脈で提起されたほうがいいのではないかと思いますので、その点のコメントをいただければと思います。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、規制庁のほうからお答えいただけますか。

○鮎川企画調査官 ありがとうございます。

2点いただきました。確かに1枚でばっと基本的なスタンスというか、考え方を整理いたしましたので、細かに見ていくと、これに全てぴしっと当てはまるかどうかということ、確かに委員のおっしゃるところはあるかと思えます。

先ほどのゼロリスク、むしろセーフティーの議論でおっしゃったと思いますが、そこも確かにある程度、どこまでの安全を確保するかということにおいて、全て数式で全部ここまでというのが出るとは限らないと思えますけれども、それでもセーフティーの部分につきましては、基本的に安全性のレベルはどこまでかということも含めて、一応画一的な議論に基づいて算出できるという意味では、割とサイエンスに近い、サイエンスの判断がベースになっているというものがあると思えます。

他方で、平和利用というのは、何が平和で、どこが平和というのは、恐らく計算で出てくるような話ではないと思えますので、そういう意味で、セーフティーとはちょっと違うということは御理解をいただければと思えます。

あと、プルトニウム利用の基本的な考え方について、全てがまるっとこの規制委員会で担い切れないかという御提起をいただいたかと思えますが、ここに書いてあることは、保障措置を超えて何をするかということなのですが、保障措置自体が規制措置でございまして、それを超えて、濃縮と再処理も含めて一貫してサイクルの能力を持っている我が国がどこまで身のあかしを立てるべきかということについての判断は、どちらかというサイエンスベースの価値判断なのかと思っております。例えば透明性の向上をやればいいのか、それともそれ以外に何かやることのあるのかということも含めて、そこは規制委員会でそもそも透明性を図ると書いていますが、それで十分なのかどうかということも含めて、そこはむしろ政策議論、政策判断だと思いますので、その部分は規制委員会が決めるというのはなかなか難しい。

他方で、例えば保障措置以外のもので、今はないと思えますが、規制的手段で何かすることが新たに国際的にも定義されていくことがあるとすれば、そこは我々が実施部隊として担うというのはあると思えます。

ですから、今ある保障措置と核セキュリティ、今の取り組みだけで我々の取り組みが全て閉じているかという意味では、そうではないと思えますけれども、あくまで専門的な立場で中立して行く規制実施部隊としての我々と政策立案をするところというのは、やはりそのところで線引きがある。

ただ、具体の準備に入っていくと応用問題が出てくるので、それはまた御議論をいただければいいかと思えます。

以上でございます。

○板倉参事官 例えば今のプルトニウム利用の透明性向上の話につきましては、資料の通し番号の11ページをお開けいただくと、これは日本全体のプルトニウムの移動を図示したものでございます。規制当局が実施している保障措置というのは、個別の施設ごとにプルトニウムないしは核物質の出入りだけを見て、ほかに転用されていないか等を見るわけでございますが、例えばこのような日本全体を俯瞰するような透明性向上を図る作業といいますか、そういう取り組みというのは、なかなか現状の規制の体系の中で位置づけにくいものであろうと考えているところでございます。

そういう意味で、日本全体としてプルトニウムを平和目的以外に使わない、すなわち利用目的のないプルトニウムを持たないという考え方を徹底するという意味では非常に有効な取り組みであろうと思っております。

あと、近藤原子力委員長のお考えを一部抜粋して、資料2-1-1の2ページの3.の1つ目のポツを書いたわけですが、ここで言うところの研究開発は、あくまでも核不拡散をより確かなものにしていく仕組みを研究開発するということで、保障措置の制度そのものを研究開発に限定するものではないと理解してございまして、近藤委員長の提出された資料の前後の部分を3ページにかなり広く抜粋してございます。(3)(4)(5)いずれも前々回の資料から抜粋したものでございますが、2ページのほうに抜粋したのは、3ページの一番最後のパラグラフの部分だけでございまして、その前段の部分はかなり幅の広い取り組みを指して記述されているところでございます。

済みません、近藤委員長のほうからもし御意見があれば、お願いいたします。

○森田座長 近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 城山先生がおっしゃられることは、私はよくわかるところでありまして、先ほどの安全目標一つをとっても、それが科学的ということもほとんど、それはリスク科学という言葉で読みましょと決めれば、それも科学だとなるのですけれども、およそ社会通念として安全目標というのは、ある種、高度な政治判断であることは間違いのないわけでありまして、このところは多分、もう少し規制委員会として言い方を整理したほうがいいかと私は思います。

私どもも安全委員会とおつき合いして、各国でもさまざまな議論がありまして、本来、これは国会が決めるものだという議論すらある。そういう代物であるということだと思えます。

後段のほうは、私はこう考えています。つまり、行政法の専門の方にこんな口幅ったいことを言うてはいけないのですけれども、やはり規制行政には、特に警察消極目的の原則というものがあるわけですし、消極的であるべしというのが基本にある。これが行政の基本的認識であるとすれば、やはり最低限必要なことをきちんとやるというのが規制行政の在り方というのが根本だと思うのです。

しかし、世の中はそれで全ていいかという、その上にある種、よりよいことを目指して、有志連合で何か新しいことをやるという行為がままあるわけで、それがプルトニウム管理指針と国際社会でも有志が集まって、これをみんなで公表しようではないかと。今、また議論しているのですけれども、例えば濃縮ウランの保有量についても公表しようではないかと。そういうのは、ある種、国際条約で決めているわけではないのですが、国際的な有志連合の取り組みとして、それを日本が原子力の平和利用に限定するという点に関しての先進国であるとして、我々がそれに率先して参加する。それを事業者にお願いする。これを規制でお願いするか、どう言うかで難しいのですけれども、私は一種の誘導だと思っているのですが、よきことについては民間の方にお手伝いいただいて、日本国としていい日本国であるということを世界に示していくのに民間にお手伝いいただくという観点で誘導行政というのがあって、そのコンテキストでこういうものもあると整理したほうがわかりやすいのかと思います。

しかし、それが万国共通のものになるとすれば、むしろそれは規制の世界に落とし込んでいくということがある。その辺のグレーゾーンは常に考え、よりよきものを目指して、先行的にやるという行為を規制委員会がやると、多分、警察消極目的の原則に反するわけですから、私

は規制当局がそれをお考えにならなくてもよろしい。それは原子力委員会か、あるいはその下位にあるものがそういう機能を担っていくということが、日本として望ましい姿ではないかと考えております。

○森田座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 質問が重なるのかもしれないのですが、私自身もよくわからないので確認をしたいのです。

1つは、先ほど城山委員の質問にもあったと思うのですが、プルトニウム・バランスという考え方なのです。要するに今まではプルトニウムの平和的な利用を日本は行うので、プルトニウムがあっても民生的なプルトニウムであり、それは平和利用のためにこのぐらいの量がある、ということ海外に発信するというのは非常に重要な役割だったというのはわかるわけです。しかし、今、国際的に問題になっているのは、日本にプルトニウムがどんどんたまっていく、あるいは海外から日本に引き取ってくれと言われかねないような状況のときに、今後どうするかというのがすごく重要な問題になっていると思うのです。

そうすると、そのようなプルトニウム政策の内容、これからの非常に重要な内容を決めるというのも、原子力委員会が担っていくような問題なのか。それとも、それはもう政治的にどこか別のところで、政策的な判断で決めていくのか。具体的な今後の現状の問題ということと考えますと、それについてはどういうふうにと考えたらいいかということをお教えいただきたいということが1点です。

もう一つ、文科省の資料4で御説明いただいたのですが、最後の「今後のあり方について」で、プルトニウム・バランスや保障措置の実施状況等について、国内の状況をチェックし、国際社会へ発信していくという、中立的で独立した組織が必要ではないかということですが、その御意見の中の保障措置の実施状況というのは、原子力規制庁が担っていると考えてよろしいわけですね。

○森田座長 最初の質問は、どなたにいたしますか。近藤委員長でよろしいですか。

では、お願いします。

○近藤委員長 御質問が今後のこととおっしゃられたとすれば、今後のことは今後考えるということになると思うのですが、現在、3.11以前ということで説明が難しいのですが、つまり、3.11以前は予定調和的に、これは長期的に見ますと、こういうバランスで次第に海外のプルトニウムを日本に持ってきて使うことによって減少し、日本のプルトニウムも使い道の旗が立つ限りにおいて再処理を許すという形ですから、全て使用目的が明らかで、必ず時間がたったら消えていくという説明をしてきたわけです。

3.11で原子力発電所が止まってしまったという段階においてどうなのだとおっしゃると、それは海外のプルトニウムはどうするのですかとおっしゃられても、民間の事業者がそれを引き取る予定表を明らかにしない限り、わからないとしか申し上げられません。しかし、それはフランス、イギリスにおいて、限界となる保障措置のもとに置かれているということ。これはフランスもイギリスもみずからのプルトニウムを持っていて、その中でもって一括して保障措置のもとに置かれているという意味では、それ自体が何か新しい国際社会に対する脅威をもたらすもので

はないという理解を双方の国々と共有しているということを説明申し上げています。

それから、国内について言いますと、まだこれから再処理工場を動かす、動かさないという問題が残っています。これは海外の方は、絶えず予定どおり動くとすれば、大変たまってきて、一方で使い道がないから大変ではないかということをおっしゃるのですが、その点について言いますと、ここも我々としては、プルトニウム利用計画を公表していただくということになりますが、必ず再処理がされるとすれば、それにはちゃんと旗が立ちます、どこで使うかということが立つようになるはずで、原子力委員会がある限りは、原子力委員会はそういうオペレーションをしますと。

それで安心いただけるかどうかは別です。少なくとも、そういうことは、我々は責任を持ってやりますということを申し上げております。ですから、そこに何らかのアンサーティンティーがあるとお考えになるかならないかは向こうの自由ですけれども、私どもとしては、そういうオペレーションをやりますということを申し上げて、御理解をいただいているということです。

○森田座長 それでは、文科省、お願いいたします。

○増子原子力課長 最後の部分で、プルトニウム・バランスや保障措置の実施状況について、国内状況をチェックする。その相手は、今、実施している規制庁だと考えております。

○森田座長 よろしいですか。

きょうは全部で5つのことについて検討するというので、大分長くなっておりますけれども、あと手を挙げていらっしゃった方は、山地委員、橘川委員、小幡委員、簡潔にお願いいたします。

○山地委員 平和利用の担保とか確保ということになると、余剰プルトニウムを持たないとか、プルトニウムをつくった場合には利用計画とマッチさせるとか、あるいは透明性確保ということになると思うのですけれども、もう少しプロアクティブなやり方、例えば核燃料サイクルの多国籍管理のエルバラダイ構想とか、私の記憶だと、近藤先生は登録制とかという提案もされましたね。こういうことが、保障措置を含めて3Sの担当が規制委員会のほうに行ったとすれば、残る平和利用に関することだと思うのですけれども、それに関してはどうお考えなのかということをお伺いしたい。

○森田座長 それでは、続けて御質問をお願いいたします。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 次回来られないこともありますので、少し原子力利用のところにわたるかもしれませんが、質問というか、意見を言わせていただきます。

推進と規制の分離という話はわかるのですけれども、規制から分離されて残るのが果たして推進だけなのかというのが問題だと思うのです。推進でのエネルギー政策、環境政策の立場から推進という立場はあると思うのですが、推進でない、しかも複数の省庁にわたる管理みたいな、そういう業務が残るとすると、原子力委員会が必要になる。こういう議論の整理のこの委員会の議論はなっていくのではないかと思います。それに一番はまるのが平和利用だという構造になっているのではないかと思います。

私は今、原子力安全・保安院の歴史をずっと調べているのですが、そこでの公表資料を見ましても、ダブルチェックの問題でも、省庁再編のころのダブルチェックというのは、原子力委

員会对原子力安全委員会のダブルチェックだったのですが、やがてそれが変わってきまして、経産省と安全委員会のダブルチェックとか、文科省と安全委員会のダブルチェックとかという話に変わっていきまして、ダブルチェックの中身自体が相当怪しいといえますか、基本的にどうも今回問題になっているのは、原子力委員会の問題であるかのようなのですけれども、原子力安全委員会がきちんと機能を果たさなかったということの問題で、引き算でほかのところにも影響しているという話になってきているのではないかと思いますので、きょうの平和利用のところで非常に象徴的にあらわれているのですが、推進以外で省庁にわたる管理という業務があるかないかということが、この委員会で問われている基本問題だという構図が出てきたのではないかと思います。

質問というよりも、次回と含めて意見として述べさせていただきます。

○森田座長 ありがとうございます。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 私は、平和利用の確保というのが一番大事な機能だと思っております、近藤委員長からございましたが、これはやはりプルトニウムの平和的な利用、つまり不必要なものを所持しないということは、本物の規制でよいと思うので、そういうものとして日本は原子力を認めているということであると思えますし、原子力平和利用の場において、まさに対外的な日本の歴史的な位置づけから踏まえて、対外的にこの原子力委員会のようなところがきちんと担保しているという姿勢を示すところがとても大事だと思うのです。1点、素朴な質問ですが、この保障措置との関係、原子力規制委員会との関係ですが、資料2-2というのは、以前の設置許可申請書が出ておりますが、これは2012年の改正で移行したので、今後出てくれば、基本的に資料2-2の4ページのところは、答申を求めるのは1だけになってくるのですか。それが確認の1点目です。

それから、これでよいと思うのですが、プルトニウム・バランスというところだけが平和利用、つまり、軍事転用しないというところが原子力委員会のやることだという切り分けになっています。例えば近藤委員長が少しおっしゃっていたのですが、保障措置のところで、テロで奪われない。つまり、みずから軍事転用しないのは当たり前ですし、それはまさに平和利用ですけれども、平和と安全というところで、確かに安全の話かもしれませんが、きれいに切り分けて、すみ分けして、それで大丈夫かということですね。つまり、他国からの何かテロが出てきて奪うというのは平和を害することにはなるわけなのですが、そこはきちんと切り分けて見るのかということを御質問したいです。

○森田座長 では、内閣府のほうから簡単にお問い合わせいたします。

○板倉参事官 まず、国際的なフレームワークで核燃料を管理しようという話でございますが、IFNECという新しい枠組みが今ございます。これはどこの範囲まで何をするかというのは、まさに議論しているところでございますけれども、国際的に核燃料物質の在り方を議論するというところは、引き続いているというところでございます。

あと、小幡委員のほうから資料2-2についてのお尋ねがありましたけれども、御指摘のとおりでありまして、添付している資料は規制委員会ができる前のときの諮問・答申でございます、先ほど説明を省略しまして、失礼いたしました。

規制委員会ができてから、まだ諮問・答申はございません。したがって、今後、規制委

員会から諮問・答申がある場合には、御指摘のとおり、通しページの4ページは、1. だけになります。もちろん諮問する者も経済産業大臣ではなくて、規制委員会委員長から原子力委員長への諮問という形になるわけでございます。

とりあえず、以上でございます。

○森田座長 どうぞ。

○鮎川企画調査官 最後に小幡委員から、テロで奪われないかといった御指摘がございましたが、もちろん許可の申請段階、言わば事業の目的と基本設計を審査する場面でもございましたので、奪われるという観点は、むしろ核物質防護の部分の規制で、具体的に奪われないための防護措置は何かということを経営者にもやらせ、かつ、治安当局とも協議をしながらやっていくという体制でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 先ほど結構だと申し上げたのですけれども、せっかく平和の話をしていて、次回、将来の議論のための問題点として、一つ私のほうから質問したいのは、ウラン濃縮の話が一切議論に出てこないのです。平和利用というと、プルトニウムもそうですけれども、ウラン濃縮が常に大事な話なので、どこかの段階で、日本自身のウラン濃縮と平和利用の担保との関係についてお話をさせていただければと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いします。

○石井参事官 1点、先ほどの小幡先生と規制庁の会話の中で確認をしたいのですけれども、前々回、近藤委員長がお話しになった際に、ダブルチェックの中で見る場合、事業の目的のみで確認をされるという形。近藤委員長は、たしか保障措置とか核物質防護を後続で見るところも含めて、見るべきだというお話しがあって、どうもそこは水掛け論で余り議論が進まないで終わっていたということになっていたのですが、今回、規制庁にお願いしておいたのは、仮に今後、ダブルチェックがどうなのかというのはわかりませんが、今後、後続の部分について、原子力委員会または後継組織がこのダブルチェックに相当する部分をやるとした場合、例えば後続について、何らかの報告などを求めた場合、報告をしていただくことが可能かどうかという点について、少し確認という意味で御説明いただけないでしょうか。

○森田座長 お願いいたします。

○鮎川企画調査官 原子力規制庁でございます。

今の観点でございますが、今後、原子力委員会ないし後継組織が何をやるかという目的とか必要性に応じてということはございますけれども、基本的に必要な情報は、機微情報も含めて、御提供することは可能だと思います。

ただ、情報の範囲とか、提供の仕方みたいなもの、特に保障措置あるいは核物質防護の話は、本当に国家公務員の中でもごく限られた人間しか触れてはいけない情報などもございますので、御提供の仕方については、慎重にいろいろ検討する必要があると思いますが、ベーシックな基本的な話としては可能であると考えております。

○森田座長 ありがとうございます。

この論点につきましては、非常に重要なことでございますので、まだまだ尽きないと思いま

すが、次の事務についての議論もございますので、きょうはこのあたりにさせていただきたいと思っております。

ただ、先ほどの言い方をしますと、規制庁のやっぴらっしゃる確認の話と、政策的な要素との線引きの問題というのが、やはりなかなかまだはっきりしていないところだと思っておりますので、この辺につきましても、私からのお願いですけれども、きょうの御議論を踏まえて、事務局同士で少しすり合わせをして、次の機会に議論するときにきちんと共有できるような、そうした資料をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして「試験及び研究の助成、研究者及び技術者の養成及び訓練について」についてお諮りしたいと思いますので、内閣府から御説明をお願いします。

○板倉参事官 お手元の資料2-3と2-4に基づきまして、御説明申し上げます。

まず、試験及び研究の助成については、資料2-3です。

「1. 事務の具体的内容」に書かれておりますように、原子力利用に関する試験及び研究の助成は、原子力平和利用研究費補助金さらには原子力平和利用研究委託費、補助金と委託費というものが当初、科学技術庁に計上されておりました、これについては原子力委員会において、交付方針等について、審議・承認をしておりますが、この補助金のほうは1960年代末に、さらには委託費のほうは1980年代末に廃止されておりました、現在は各省により原子力の研究開発に関する助成が行われております。

添付資料としましては、昭和44年の際の委託費さらに補助金の総括表でございます、これについては原子力委員会に提出された資料なのですが、科学技術庁庁議で決定し、さらには原子力委員会でこれを承認したということが記載されてございます。過去はこのような形で実施しておりました。

これについての課題としましては、昨年の有識者会議では、基本的には総合科学技術会議が担当することが適当と考えられるということ。

さらには、2つ目のポツでございますけれども、現在は各省により原子力の研究開発に関する助成が行われており、原子力委員会がみずから原子力利用に関する試験及び研究の助成に関する具体的な内容の決定を行う必要が薄れているというのが事務局の見解でございます。

2つ目は、資料2-4でございます。研究者及び技術者の養成及び訓練につきましても、原子力委員会発足当初については、原子力委員会で技術者の海外派遣などをみずから実施しておりました、原子力委員会で具体的に派遣する者の決定などを行っておりました。

現在は、福島第一原子力発電所の廃止措置や、その他の原子力発電所の廃止措置に向けた人材育成・確保、さらには最高水準の原子力安全の確保のための人材育成確保を目的としまして、経済産業省で安全性向上原子力人材育成委託費を持ち、さらには文科省でも原子力安全確保等に係る基礎基盤研究・人材育成などの事業を行っております、各省でこういった事業を実施してございます。

添付の資料は、昭和32年の原子力留学生の派遣ということで、具体的に派遣者についての審議・検討を行っている資料を添付いたしました。

また、別添5-2としましては、現在、各省で行っている事業につきましてもの関連資料を添付してございます。

課題としまして、これも同様でございますが、設置法制定時からの状況変化、具体的に原子

力利用に係る研究、事業及び産業が成熟して人材育成の現場が整備されてきたことから、人材育成の実務は、大学、研究機関・事業者が実施している。こういった状況変化の結果、原子力委員会がみずからこの人材育成の実務に関して取り組む必要性がなくなっている。他方、人材育成の基本政策の立案機能につきましては、引き続き必要であると考えております。これが事務局の見解でございます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、この事務の必要性も含めて御発言いただきたいと思っております。いかがでございましょうか。

増田委員、どうぞ。

○増田委員 人材育成、養成育成の関係なのですけれども、恐らくここに書いてあるとおり、大学や研究機関、事業者などがこれまで行ってきて、必要な人材を確保してきたということだったと思うのですが、3.11の事故があってから、さらにとにかく、それによって急に原子力に対しての若い人たち、学生たちの志向が途絶えたとか、考え方が非常に変わった。あるいは東電は特別かもしれませんが、今、人材がどんどん逆に流出するような格好になっています。

ですから、これまでそういう形でやられてきたわけですが、例えば3.11を経験して、昨年4月、あるいはことしの4月に、そういった従来の傾向がどう大きく終わったとかということでは何かわかるようなことはありますか。

それから、今後それがどういうふうに変更しそうだとか、その人材育成について、恐らく相当新たな手を打たないとだめだと思うのですが、その点について内容をお聞かせいただきたいと思っております。

○森田座長 お願いいたします。

○板倉参事官 この点につきましては、原子力委員会でも問題意識を持って取り組んでございまして、まず、人材育成の在り方については、政策の立案の観点から取り組んでございまして、昨年の12月に人材育成に対する見解を公表してございます。

さらに、そのフォローアップとしまして、具体的に原子力分野を志向する学生がどのように減ったか、ふえたかということにつきましては、こういった調査を行っている団体から実際ヒアリングをしております。

今、手元に具体的な数字はございませんけれども、基本的には3.11以降、志向する学生の数が減っていて、それがそのまま続いているという状況が明らかになってございます。

○増田委員 近藤委員長、もし何かお話しがあれば、いただければと思っております。

○近藤委員長 ありがとうございます。

この紙の書き方は、どうも原子力設置法という古い法律に書かれている事項についても議論しませんと、年々刻々、原子力委員会の役割は解釈改憲で変えてきてやってきたわけです。

結果としてやっていますのは、基本的には基本政策について申し述べて、各行政機関において、それぞれに所掌の範囲で一生懸命やっただけというポジションでやってきています。

3.11以降の問題につきましては、私どもとしては危機感を持って、各関係機関に対して、民間も含めてレビューをし、受給のバランスについての予測を出し、それに基づいて適切な手を

打つことをお願いしているという状況でございまして、なかなか立ち上がりが遅いのですけれども、今、ようやく官民の原子力人材育成ネットワークという組織がございまして。これは官民の関係者が一堂にそろっている協議会でございまして、そこでもってそういう調査をやるとか、そういう作業が始まった状況でございまして、引き続き、この動きをモニターして、しかるべく打つべく手かあるとすれば、関係機関にお願いをしていくということをやりたいと考えています。

○森田座長 よろしいでしょうか。

今の御議論ですけれども、原子力委員会がやっている事務として、直接人材育成というものの必要性の話ではなくて、どちらかというとな基本的な政策とか、それについて必要であるという御議論だったと思いますが、当初の部分は、このメモによりますと、必要性がなくなっているという御見解ですけれども、それについては、増田委員は特に。

○増田委員 多分、3.11以降に、あるいはこれから予想される原子力委員会、あるいはその後継組織が取り組むべき範疇というのがどの程度かというのを予測して、それにふさわしい組織を考えるのが多分ここでの議論だろうと思います。

○森田座長 直接人材育成というよりも、それも広い意味での人材育成政策と理解できるかなというのが私の解釈なのですけれども、わかりました。

吉岡委員が先に手を挙げていらっしゃいましたので、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。

人材育成や試験、研究助成ということなのですけれども、これは3.11以後に原子力に関する基本政策が相当変わると私は思っておりまして、その場合に、全体としてのバランスとか費目がいろいろあって、それは資料2-6とかでまた出てきますが、どういう分野にどういうお金を出すか、あるいはどういう人を育てるかということは、相当重点が変わってくるとは予想しております。

ただ、今の重点の置き方で、果たして今、出ているお金と基本政策とが合致しているかというのと、どうもそれもよくわからないですけれども、要するに、ある種の全体のバランスというのをとる人材にしても、研究開発にしても、そういう機能がどこかで必要になると思って、総合科学技術会議がしているように私は思えないで、そういう機能をどこで果たすのか。各省庁の概算要求を財務省が受けて、それで済むのかどうかというような、原子力全体としてバランスというよりも、こういうことはこれからどう考えていくべきなのか、どこかでやらないといけないと思っています。

○森田座長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 補足的な意見なのですけれども、まさに今、増田先生も言われたような、何の需要があるかということの絡みで、私が素人なりに考えても、日本の原子力を勉強している研究者、役所、企業、さらには規制当局も含めての役所、企業あるいは大学、さらに私がもう一つ大事だと思うのは、この間、どなたかからお話が出ていたと思うのですが、IAEAで働く日本人の数が減っていくということもあるので、日本はもし原子力の平和利用の先進的国であり続けるのであれば、そういうところにも出せる人材も考えて、そういう全体の需要をどこかがまとめて、今後こういうふうにして、原子力関係の研究者、技術者をふやしていくべき、教育していくべきだというめどを考えていただけないかというふうに思います。

○森田座長 ありがとうございます。

こここのところの議論ですけれども、先ほども申し上げましたが、私の理解としましては、これまで試験、研究人材育成というのは、原子力委員会の所掌事務としてかつてはやっていただけですけれども、近年では、直接はやっていないということで、それを直接やる事務は内閣府のほうは要らないのではないかという御意見だと思いたいますが、きょう出た御意見ですと、3.11以降、そのことの重要性そのものも高まっているので、それについての一つの司令塔的な機能といえますか、調整機能のようなものは要るのではないかと思います。

ここでは、少なくとも、まず機能を考えて、それをどこが担うべきか。原子力委員会の組織の在り方として、その担い手としての組織の在り方を考えていこうという場ですので、そうした機能を、広い意味での政策の一部と読み取るのか、あるいは特出しの機能として認識すべきなのか。その辺については、これからも御議論をいただくところだと思いますけれども、今のところは、その実質的な事務は、既に担っていないということについては確認をさせていただきたいと思いたいます。

では、これにつきまして、さらに御発言はございますでしょうか。

それでは、次に「資料の収集、統計の作成及び調査について」について、内閣府から御説明をお願いいたします。

○板倉参事官 資料2-5でございますが、原子力委員会みずからが実施している資料の収集、調査として代表的なものは、原子力白書でございます。白書につきましては、1956年以降、毎年作成してございましたが、一部実施していない年もございます。1996年まで実施し、1997年が飛んでおり、1998年は白書を作成しましたが、1999年から2002年まではJCO事故のため作成を停止してございまして、以降、2003年から2009年までは毎年作成してございますが、東日本大震災、さらには福島第一原子力発電所事故以降、業務繁忙等のため、作成を中断しているところでございます。

また、統計につきましては、過去、ラジオ・アイソトープ工業利用実態調査報告、さらには原子力開発利用動態調査等統計法に基づく統計の作成を行っていたということでございますが、近年は統計の作成は行っておりません。

「2. 活動の成果」として、原子力白書の目次を添付してございます。これは最新のものといたしますか、2009年版でございますけれども、目次で見ていただくとうわかるように、第1章はテーマをもとに作成してございまして、この年は「原子力利用の新しい時代の始まりに向けて」というテーマで作成した上で、第2章以降は、その時々々の原子力の状況を白書として記述したものでございます。

「3. 課題等」でございましてけれども、昨年の有識者会議では、他の組織でも担当し得ると考えられるものの、原子力委員会または後継組織が国内外への説明の役割を担う場合には、本件事務も担当することが適当。

さらには、2つ目のポツ、3つ目のポツは事務局としての見解でございますが、設置法の制定時とは異なり、近年では原子力に関する内外の情報の公表により、比較的容易に入手が可能となっていることなどを踏まえると、原子力委員会みずからが資料の収集、統計の作成及び調査に関して取り組む必要性が薄くなっている。

原子力白書につきましては、原子力政策立案過程の必要な情報収集や、広く一般に、将来に

おける原子力政策動向の確認手段、将来、現時点での政策はどうだったかということを確認する手段を確保する一環としまして、引き続き作成する意義があると考えられるということでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、この事務の必要性も含めて、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 独自に原子力委員会が資料の収集、統計の作成、調査を本格的に行うことの必要性は薄れていると思いますけれども、これはこのミッションからずれるかもしれないのですが、原子力白書の話がどうも中心になっていて、原子力白書として何が必要かという、今までのような情報満載というのではなくて、例えば国立大学法人ですと、中期目標、中期計画なるものを立てて、それを5年間あるいは6年間で何をやっていくかのプロジェクトマネジメントみたいなロードマップを示してという、こういうのは白書としては必要ではないかというのが私の言いたいところです。

○森田座長 ありがとうございます。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 原子力委員会の1つの役割は、民主的に協議していくということだと思います。近年の原子力委員会の重点が、社会に向けて開かれて、原子力に関する協議がどういうふうになっているかという透明性を確保するというにあるとすると、一般の人が原子力について、どういうことが行われているかということを知る手段がないと困ると思うのです。ですから、そういう点でいうと、この原子力白書というのは非常に重要ではないかと思っています。

ですので、過去にいろいろな事故が起こったときにも、事務的に非常に忙しくなって、この原子力白書ができなかったというのは、納得できる理由なわけですけれども、やはり事故が起こったときにこそ、そういうことを残しておいて、将来的に振り返ったときに、それが将来的な政策を考えるときに、どういうことが間違っていたのかとか、どういうことが足りなかったのかということを見る必要があると思います。この種のものがないと、民主的な議論というのはなかなかできないと思うのです。

ですから、そういう意味からいうと、やはりこれは必要な作業ではないかと私は思います。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今の古城委員の発言もそうなのですが、確認させていただきますと、白書ないし情報を提供するというファンクションそのもの、機能そのものは非常に重要であると思いますし、そのことを否定される方はいらっしゃらないかと思うのですが、ただ、それを原子力委員会の事務とするかどうかということについては、そのところを御検討いただくのがこの場であるということでございますので、しかるべきほかの担い手、機関がそれを担当するのでもよければ、原子力委員会の回り方というものについては、また別な見方もできるのではないかと。そこを御議論いただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

では、ほかにいかがでございましょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 今のおっしゃった点を踏まえて、どこがやったらいいかという議論は、また改めてなさるといえることですか。

○森田座長 冒頭でも申し上げましたし、以前も申し上げたかと思えますけれども、まず、今まで原子力委員会が何をやってきたか。現在、所掌事務として法律で決められている仕事があるのか、それがどのように実施されてきたのかということ、まずここで検証して、その後、それをどのような組織が担うのがふさわしいのか。

一方では、原子力委員会をさらに強化して、きょうもそういうお話しがございましたけれども、そうした観点から原子力委員会の在り方を見直すというのもあり得ると思えますし、それはほかの機関が十分担い得るので、あえて原子力委員会を強化する必要はないし、存在そのものについても見直してもいいのではないかというお考えもあり得ると思えます。それについては、後でまた議論するということでございます。

古城委員、どうぞ。

○古城委員 そうしますと、恐らく今までいろいろな事故が起こったときに、その対応に追われて、これができないということは、要するに原子力白書をつくるのにはかなり労力を割かなければいけないということになるということですね。

ですから、それをもしやるということになると、それ相応の事務局が必要だとか、そういう話になっていくということで了解してよろしいでしょうか。確認です。

○森田座長 この辺は、私より、内閣府か近藤委員長からお願いします。

○板倉参事官 特に東日本大震災の後、直前まで白書をつくっておきまして、事故が起きましたので、そういった事故が起こった上で、事故前につくっていた白書をそのまま出すわけにはいかないということでサスペンドいたしまして、その後、事務多忙、さらには原子力委員会の見直しのような議論もございまして、今、停止しているという状況でございます。

また、白書作成に当たりましては、当然事務的に膨大な作業が必要でございますので、一定の人数の事務局というか、事務局のリソースは必要だろうと考えてございます。

○後藤審議官 1点、白書なのですけれども、昔、私も実は原子力委員会の事務局にいたことがあるのですが、当時、原子力安全白書と原子力白書の違いは一体何なのだと。似たようなものが2冊あるのは何なのだと。これを常に言われてきてはいるのです。

今も多分、規制庁、資源エネルギー庁のエネルギー白書、それから規制庁も多分、今そういう年次報告をやっていると思えますけれども、そういうところとのダブリ、つまり、原子力白書があればいいよねという議論はわかるのですが、それは行政の効率化という意味では、そういうダブリはどうやって排除しますかということもしっかりやっていただいたほうがいいと思います。

ですから、どこがどういう白書を出しているか、きょうは議論なしに白書の議論をしているので、それは当然あればいいねというふうになると思うのですが、ただ、当時、作業をしていた立場からしても、やはりダブリ感は否めないところがありまして、そういうものは少し工夫の余地があるのではないかと考えております。

○森田座長 ありがとうございます。

これからそういう方向で御議論をいただきたいと思いますが、少し時間も押しておりますの

で、次に移らせていただきます。

次は「経費の見積り及び配分計画について」ということですが、これは内閣府にまた御説明をお願いします。

○板倉参事官 お手元の資料2-6でございます。

まず、原子力関係経費の見積りでございますが、これは最新のものは別添3-1、通しページで3ページからです。あとは、原子力委員会発足直後につくったものは、別添3-4、通しページの47ページに添付してございます。

原子力委員会の見積り、47ページの資料を見ていただくとわかりますが、前半部分が文章でございます。予算見積方針という文章の後に予算表がついております。具体的な必要な額を見積もっているということで、予算表部分が見積もりの本体に相当するもの、その前段が見積方針で、このようなものでございます。

これにつきましては、資料の1ページに戻りますが、中央省庁再編以前、これは概算要求前後に決定されておりましたが、2001年以降は10月ないしは11月に決定、策定されております。

かつてはこの見積方針、文章の部分と予算の部分が一体として決定してございましたが、2004年からは見積もりの作成に先立ちまして、毎年6月、7月ごろに最新の動向を踏まえて、関係府省が取り組むべき重要課題を示した基本方針、見積方針に相当する部分を先に決定しております。これは別添3-2ということでございまして、通しページの25ページでございます。考え方をまず先に示す。その上で、後から額を10月、11月に集計した上で決定していく。このような形に変わっているところでございます。

いずれにしましても、原子力に必要な経費を見積もった上で、原子力委員会としてそれを発信し、関係府省に通知するというをしているわけでございます。

規制庁設置以降は、安全の確保のうち、その実施に関するものをそもそも設置法から除いてございますので、見積りからも除かれまして、規制委員会に係る経費については除外しているところでございます。

一方、経費の配分計画につきましては、かつては国立試験研究機関の研究費が科学技術庁に一括計上されておりました。そこから関係省庁の研究所に移しがえという形で配分されているという時代がございまして、この過程で原子力委員会がその内容を各省庁の分も含めて、審議・承認するというを行っておりましたが、その後、省庁再編に伴いまして、科学技術庁の経費が文部科学省の原子力試験研究費に引き継がれております。その上で、原子力試験研究費につきましても、原子力委員会が配分の基本方針を審議・決定しております。これは資料の別添3-6に基本方針、さらには課題の募集についても原子力委員会のもとの試験研究検討会という分科会で審議・承認・決定ということをしているところでございますが、これにつきましても2007年に新規の課題募集を停止して、全ての課題が終了してございます。これは、そもそも国立試験研究機関というのがどんどん独立行政法人に変わってまいりまして、この移しがえによる一括計上という制度になじまなくなってきたというのが大きな理由でございます。

このような形なので、現在、配分計画に相当するものはございまして、一番最後の行になりますが、各年度の予算成立後に関係府省の原子力関係経費及び当該経費による主な取り組みを原子力研究、開発及び利用に関する計画として全体を取りまとめるということで、これにつきましては別添3-3、通しページの31ページがことしの5月に策定したものでございますが、

さらには別添3-5、通しページで61ページになりますが、これは昭和33年度の基本計画、このような基本計画をつくっております。これをもって配分計画に変えるといいますか、実効的にこういったことで各省が実施すべきだということを示しているものでございます。

2ページでございますが、課題としましては、昨年の有識者会議では、この見積配分計画については、現在は実質形骸化しているものの、原子力委員会または後継組織の組織形態にとっては、当該業務を総合的に担当することは考えられるという御指摘がございます。

2つ目のポツは事務局としての見解でございますが、見積もりの本来の機能である政策方針を各省概算要求に反映させ、予算編成過程にも反映させることにより必要予算を確保し、適切に予算を配分する機能については、1つとしては、第二期以降、前々回に時代を4期に分けて説明しましたが、この第二期以降、実質的に各省における予算要求などのウエートが高まっている。あえて一括計上等を用いなくても、各省で実質的に予算要求をしており、このウエートがどんどん高まっているということ。さらには、原研及び核燃料サイクル開発機構、旧動燃でございますが、こういったところが独立行政法人化したしまして、中期目標のもと、中期目標期間、まとめて方針を示し、その中で渡し切りの交付金で自由に研究活動を実施するということで、自律的な業務運営を確保することとしたこと。

こういったことから、予算の確保・配分機能は形骸化、もしくは薄れていると考えてございます。

3つ目のポツは、済みません、記載してございませませんが、近藤委員長からいただいた御指摘でございます。安全規制に係る人材育成とか、研究開発の取り組みを除くということになっておりますが、このことには抵抗を感じている。人材育成や研究開発は、我が国の原子力利用活動がある限り取り組むべきことであり、総合的に企画し、推進されるべきであるという御意見もいただいているところでございます。

あと、参考としまして、原子力白書の抜粋が書かれてございます。昭和31年版の原子力白書には、3行目になりますが、32年度予算は原子力委員会が当初から一定方針のもとに実質的な調整を行った最初の総合的な原子力関係予算であると記載されておまして、発足当初はこのような形で、原子力委員会主導で原子力関係経費が確保されていたということでございます。

説明は以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

これについては、いかがでございましょうか。

城山委員、どうぞ。

○城山委員 質問というか、意見になってしまいますが、ほぼ資料の中に書かれていることなのですが、ある意味では、先ほどの人材育成の議論と共通の性格のところがあって、多分今まで余り機能してきませんでしたというのは、確かにそのとおりなのですが、今の状況を考えたときに、先ほどのどういう人材がいるかということのある意味では転換が必要なことと同じように、どこにお金を振り向けるかというのも、相当大きな転換が求められているという、ある種の客観状況みたいなのところがあって、だとすると、それは今までできなかったのだけれども、一体どこがそういう機能を担うのかみたいな、そういう議論は、この分野はせざるを得ないのだらうと思います。

ただ、それがこの項目に書いてある見積配分計画というツールがいいのか、一番実質的に大

きいのは、この項目で言えば、むしろ原子力利用の基本政策にかかわることなので、それを実質的にグリップできるためにはどういうツールを持てばいいのかということで、ここではある意味でツールの議論なので、むしろもう一步さかのぼった形で、場合によっては、これはむしろ原子力利用に関する政策というのをきちんと議論するためにはどういうインフラが必要かということになるかもしれませんが、そういう形での議論は必要ではないかと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

私は余計ことを余り言わないほうがいいのかもしれませんが、この予算とか経費の見積もりの場合には、率直に申し上げて、これで予算を決定するとか、予算の内容についてきちんと影響力を応用し得るだけの裏付け根拠がないと、単なる計算に終わってしまう、むなしいことになってしまうということだと思いますので、ファンクションとしては、そこまで含めて考える必要がある。今の城山委員の指摘もその点だと思います。

それでは、特に御意見はございませんようですので、次が最後の事務になりますけれども「原子力利用に関する重要事項について」、これも内閣府からお願いいたします。

○板倉参事官 お手元の資料2-7でございます。

これは他の法律に記載されております原子力委員会の議論ということで整理させていただきましたが、具体的には、資料の3ページ目に法律の抜粋が書いてございますので、それをあわせて御参照いただきたいのですけれども、特定放射性廃棄物、いわゆる高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針、または最終処分計画を定めるに当たりまして、経済産業大臣に意見を述べるという規定がございます。

これにつきましては、別添7-1、通しページの5ページに経済産業大臣から受けた諮問と、通しページの6、7、8、9ページが基本方針（案）でございますが、この諮問を原子力委員会が受けまして、それに対して、通しページの11ページに答申文、妥当なものと認めるという答申を出しているという事例がございます。

さらには、独立行政法人日本原子力研究開発機構の中期目標の決定及び同機構の理事長の任命に当たって、主務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣に意見を述べるという規定が日本原子力研究開発機構法の中に記載がございまして、これにつきましては、別添7-3、通しページの13ページに両主務大臣からの諮問文、さらには15ページに妥当と認めるという原子力委員会委員長からの答申文を添付してございます。このような事務を実施しているところでございます。

そのほか、第1回の議論でも紹介いたしましたけれども、原子力損害の賠償に関する法律におきましては、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出したときは、これを国会に提出しなければならない」という旨が定められております。これまで本件に係る意見書を提出した実績はないということございまして、これにつきましては、阪神・淡路大震災以降、提出していない理由につきましては、第1回に近藤委員長から御説明があったとおりでございますので、説明は省略いたします。

2ページ目には「3. 課題等」と記載してございますが、これらの法定業務については、当該法律の趣旨を踏まえ、原子力委員会または後継組織が担当することが適切かどうかも含めて、

改めて検討することが適切と考えられるという旨が昨年の有識者会議で指摘されているところ
でございます。

以上です。

○森田座長 ありがとうございます。

これにつきましてはいかがでしょうか。

吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。

原子力利用に関する重要事項というのは、ここでは一例として、高レベル放射性廃棄物等が
挙がっているわけですが、今後も多数生じ得ると考えられます。一例として適当かどう
かはわかりませんが、汚染水問題とか、目白押しに重要事項が出てきまして、そこについて原
子力委員会が諮問的な役割を果たすということは、意味があることではないかと思っていて、
その場合に原子力委員会というのは所轄省庁ではなくて、一定の独立性があるという点から、
その役割というのは一定の期待が将来あるのではないかと思っています。

○森田座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

山地委員、どうぞ。

○山地委員 ここに書いてある法定業務は、基本方針が決まった場合に意見を述べるとか、リ
アクティブなものばかりなのですけれども、本来は、これは非常に重要なことばかりかと思
うのです。ただ、現在、例えばJAEAは改組を検討中ですし、NUMO、高レベル放射性廃棄物につ
いては、お隣の増田先生が座長のWGで考えておられるし、損害賠償法も改正しなければとい
うことになっているわけです。

こういう場面で積極的な意見具申ということなら非常に重要だと思うのですが、この
かわり方では、そう大きな役割とは思にくいという感想みたいな発言で恐縮ですが、そう
思います。

○森田座長 ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 資料だけなのですけれども、資料の6ページと7ページの間が飛んでいるのでは
ないかと思えます。「第1 特定放射性廃棄物の最終処分の基本的方針」の文章が「発熱」で
終わって、次は「5）」に行っているので、読んでみようと思ったら飛んでいるので、後で結
構です。

○板倉参事官 申しわけございません。修正した上でお届け申し上げます。

○森田座長 ほかにいかがでしょうか。

橘川委員、どうぞ。

○橘川委員 関連するかもしれないのでお伺いしたいのですが、バックエンド問題で原子力委
員会が学術委員会に意見を求めたという経緯があったと思うのですが、それはどうい
うふうに考えればいいのでしょうか。原子力委員会だけではできないと考えるべきなのか、そ
この経緯を説明していただければと思います。

○森田座長 近藤委員長、どうぞ。

○近藤委員長 バックエンド問題というか、高レベル放射性廃棄物の処分問題につきまして、

そもそもスタートが原子力委員会の懇談会で、日本としてはこういう取り組みが適切ということを決めて、その後、その方法を一度整備し、実務は経済産業省、資源エネルギー庁が行う。NUMOを設置し、それを進めるということになっていたわけですが、原子力委員会は適宜に、先ほど申しあげましたような政策評価というプロセスを経て、それについての取り組みの現状について評価をしたということでございます。

有識者にお集まりいただいて評価をしたわけですが、そこでよく使われた言葉と言うべきか、第三者の意見を聞けと。原子力委員会の中で私が有識者を集めて、皆さんが第三者としてお集まりいただいたと思っているのですけれども、そういう方々から第三者の意見を聞けという御発言が多数ございまして、こういう思考過程は私としてははじめなかったのですが、しかし、そういう御意見が多数ございましたので、しからばということで、特に広報の進め方については、原子力委員会で決めるよりは、まさにさまざまな分野の専門家でいらっしゃる学術会議に御意見を伺おうかということを決めて、お願いをしたという趣旨でございました。

ですから、制度化しているわけではないですが、もちろん原子力委員会が全て自分でそういう部会を立ち上げて、議論をしなければならないというルールは何もないわけで、もちろん適宜、原子力委員会としてそういう方に御意見を伺うということがあっていいと思います。そういう意味で少しトライしてみようと思って、やってみたということで、前後初めてということでございます。

○森田座長 よろしいですか。

小幡委員、どうぞ。

○小幡委員 この法定業務のところは、課題のところは適当かどうかも含めて改めて検討することという有識者会議の昨年の指摘がございまして、何を前提に考えるのかわかりにくいですが、もう既にほかの法律で原子力委員会という存在があるということを前提にしてその意見を聞くという形で、この法律、今、高レベル放射性廃棄物に関するものと、そしてこの独法の機構法に定められているということは前提にせざるを得ないわけですね。

恐らく高レベルのほうは、安全確保規制は原子力規制委員会の意見で、それ以外という読み方になると思うのですが、そうすると先ほどの平和利用等が中心に、プルトニウムとかそういう話になると思うのですが、これも若干先ほどの話とダブリますが、この安全の確保というのは、恐らく地層処分をして、周辺住民に対しての安全性をきちんと確保すべきだということを原子力規制委員会のほうに聞くということが中心になっていると思います。

先ほども申しあげましたが、テロが襲撃するとか、そういうことも含めて、いろいろな意味での周辺住民との関係での安全性と、それ以外の先ほどの防護もあると思うのですが、その辺の切り分けというのはどのように考えられるのかということと、これはやはりそれぞれの法律で、原子力委員会に委ねるべきだとした趣旨からもう一度見ないと、答えが出ないのではないかと思います。

○森田座長 これについては、近藤委員長、お願いします。

○近藤委員長 小幡委員がおっしゃることは、まさにそのとおりで、当該法律のコンテキストにおいて、ここは原子力委員会がお決めになっているので、その趣旨はいかなることについてちゃんと吟味しないと、原子力委員会がなくなってしまったらしようがないのですけれどもね。

私は、このところは、ややこの規制委員会設置のプロセスなどでは、やや機械的に置き

かえているなという印象を持ってしまっていて、いわゆる諮問委員会の意見を聞くというのと、行政委員会の議論というのは大分違うと思うのですが、そこも余り議論しないでと言うと怒られてしまうのですが、国会でこのように決まってしまうなという印象は持っています。

ですから、そここのところは、この際、いろいろな意味できちんと議論をしたほうがいいのかという印象は持っていますが、これは個人的な意見で言い過ぎていますので、聞かなかったことにしていただいてもいいと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

それでは、もうそろそろ時間も参りましたが、よろしいでしょうか。

この有識者会議は、何回も申し上げましたけれども、原子力行政で必要な機能は何なのか。そして、それはどこの組織が担うのが適しているのか。現在の原子力委員会がそれにふさわしいのか、あるいはそれをどう変えるべきなのか。法律上、いろいろと所掌事務として書かれていたとしても、実質的に組織の能力として、それを担い得るだけの力を持っていませんと、これは原子力行政に対して大変大きな支障を生じるということになりますので、その辺でいいますと、法律ありきではなくて、組織ありきではなくて、まず、機能から見ていこうというアプローチでございますので、その辺はよろしくお願いいたします。

それでは、特にこれだけは、今までのテーマとは別にですけれども、大きなことも含めまして、御発言があればお聞きしたいと思います。

大臣、どうぞ。

○山本大臣 私は余り意見を言わないほうがいいと思うのですが、感じたことだけ。

途中で官邸に行ったので、真ん中の議論を聞けなかったのですが、きょうまた皆さんの御議論を聞いていて感じたことをひとつ申し上げたいと思います。

原子力委員会は、例えば先ほどの経費の見積方針等とも含めて、恐らくその活動が形骸化している部分ももちろんあると思うのです。形骸化しているから、このままやめるという選択肢もあると思いますし、先ほど座長がおっしゃったように、その機能が必要ならば、どこに担わせるのかという議論をするという方向性なのだと思うのですけれども、例えば経費の見積方針、先ほど森田座長からもありましたが、実質的な各省の原子力予算に影響を与えているかという点、これは影響を与えていない。

何を申し上げたいかという点、内閣府は、基本的に各省の政策を総合調整するという役目を与えられていまして、実は私、内閣府の特命担当大臣なのですが、宇宙政策の戦略本部も、海洋政策も、ITも、総合科学技術会議も全部私の担当でございまして、実はそれぞれの本部で、例えば経費見積方針という名前がわかりにくいので変えさせて、戦略的予算配分方針という名前に変えてもらったのです。例えば宇宙戦略本部は宇宙政策委員会がそれを担っている、総合科学技術会議はもちろん資源配分方針をもって、アクションプランというものを使って、プライオリティーを決めて、各省に影響を及ぼそうとしている。

何を申し上げたいかという点、やはり各省にまたがっている政策をコーディネートして一つの方向性を打ち出すというのは、これは原子力政策に限らず、内閣府特命担当大臣になって思うのですけれども、並大抵のことではない。ですから、例えば形骸化しているものが必要だと。必要だけれども形骸化しているから、どこかに担わせようという議論のときに、先ほどの城山先生の話ではないのですけれども、かなりのインフラが必要なのだと思います。相当のきちん

としたインフラがないと、実は各省の政策をコーディネートできないということを日々感じておりますので、一応大臣として、それだけ少し議論の参考にさせていただければと思います。

○森田座長 ありがとうございます。

次回のテーマとして、各関係行政機関の事務の調整というものがございますので、またそこでも御議論をいただきたいと思います。

それでは、一応予定の時間が参りましたので、御質問もまだあるかと思っておりますけれども、このあたりにさせていただきたいと思います。

なお、追加の御質問等がございましたら、事務局宛てにお願いいたします。

また、御意見等、出席できない場合なども含めまして、資料を提出されたいという委員がございましたら、これも事務局宛てにお送りいただきたいと思います。会議の場で時間を取って議論させていただきたいと思います。

それでは、最後に、次回以降の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○石井参事官 次回でございますが、来週9月11日水曜日、16時から18時に開催する予定でございます。

以上でございます。

○森田座長 ありがとうございます。

皆様の御協力によりまして、本日も時間どおり終了できるようでございます。

どうもありがとうございました。